

令和5年 第4回
小林市教育委員会
定例会

会 議 録

令和5年3月22日（水）

令和5年 第4回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和5年3月22日(水) 午後3時30分～
- 2 場所 小林市役所 3階 第3会議室
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 榎光子 園田貞哉 廣崎真美
- 4 参与職員 日高智子 園田恵津子 根井清 久保田恭史 松元公孝 富永新光
小久保圭子
(調製職員) 今西敦子

5 説明職員

6 会議内容

開会 15:30

中屋敷教育長 それでは、ただいまより、令和5年3月15日付 小林市教育委員会告示第5号で招集されました令和5年第4回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、報告第5号 令和5年第2回市議会定例会3月議会について説明をお願いします。

日高教育部長 報告第5号 令和5年第2回市議会定例会3月議会についてご報告をいたします。

2ページに市議会定例会の会期と、審議日程表をつけておりますが、2月24日に開会いたしまして、3月20日が最終日でございます。

3ページから8ページに一般質問の通告書をつけております。10名の議員から一般質問がございましたが、その中で教育長に対する質問が6名ございましたので、該当する通告書をつけております。

9ページからは、一般質問に対する答弁資料をつけておりますので、これによって報告をさせていただきます。内容につきましては、答弁資料を事前にお配りしておりましたので、主なもののみをご説明をさせていただきます。9ページから10ページ、舞田重治議員の質問に対する答弁でございます。大項目2 インクルーシブ教育について、障がいがある方とない方が共に学ぶ仕組みが本市で十分対応できているのか、状況について質問がございました。

これに対しまして教育長から、障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と学ぶことは、共生社会を目指す上で大切な環境であり、学校教育におきましても共に学ぶ仕組みを整えることが大変重要であると考えております。現在学校では、特別支援学級に在籍している児童生徒について、障がいの状況等に応じた特別な教育課程を編成し、指導を行う時間があります。また、通常の学級におきましても、ほかの子どもたちと一緒に学ぶ時間も設定しており、共に学ぶ機会を計画的に設定して教育活動を行っているところでありますと答弁をしております。

舞田議員より、インクルーシブ教育というのは非常に重要な効果をもたらすものだと思うけれども、その辺をどのように考えているのかという質問がございました。

これに対しまして教育長から、学校現場では、集団指導も大事であるけれども、個別指導を重視しないと、その子一人一人の能力を高めることができないということで、今、そういう教育を進めているところであります。これが積み上がっていけば、社会に子どもたちが出たときに、いろいろな考えを持った大人が知恵を出し合って新しいものを創造できる社会になっていくのではないかと期待しながら今、学校現場では教育を進めているところでありますと答弁をしております。

次に、11ページ、大迫みどり議員の質問に対する答弁でございます。

大項目1 子どもの医療費助成制度について、小・中学校における集団検診の状況について質問がございました。

虫歯の治療率で、平成30年度が76%だったものが、令和4年度は62.7%となっておりますけれども、この状況を見てどのように分析をされるのか、教育長の考えを聞かれたところでは、

これに対しまして教育長からは、治療率が5年間で下がっているというのは、虫歯、歯の健康に対する意識が低くなったという考えもあるかもしれませんが、やはりコロナ禍に入ったので、病院を受診することに抵抗があったということ、学校から聞いておりますと答弁をしたところです。

次に12ページから15ページ、前田隆博議員の質問に対する答弁でございます。

す。

大項目1 教育行政について、まず、校区以外の中学校における部活動参加について、少子化が進む中での本市の中学校の部活動のあり方について、市長、教育長の見解を求められたところです。

これに対しまして教育長から、国が令和4年12月に学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを作成しまして、その考えを示したところであります。少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指しております。本市におきましても、少子化が進む傾向にあることから、例えば合同チーム編成や学校部活動の地域移行といった効率的・効果的な活動や、適正な運営のあり方など、学校部活動改革の必要性があると考えております。従いまして、令和2年度から学識経験者や総合型地域スポーツクラブの代表、PTA代表、そして小・中学校の校長などで構成する協議会を設置し、生徒にとって望ましい持続可能な学校部活動の在り方を現在検討しているところでありますと答弁をしております。

さらに14ページにありますけれども、議員より、部活動だけ違う学校の部活に行けるような制度を取り入れられる考えはないのか、在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がない場合に参加を希望する生徒を、一つの学校が受け入れる拠点校方式の制度を導入される計画、考えはないかという質問がございました。

これに対しまして教育長から、現行の制度では、部活動によって学校を変わるというのは認めておりません。これを認めてしまうと学校の校区が崩れてしまい、ある学校だけが多くなって、少ない学校は子どもがいなくなるという弊害が出てきますので、現行は認めておりません。ただ、これからの部活動を考えたときに、子どもたちの才能は伸ばしていかなければいけないと思っております。そのものの部活動がないので、部活動がある学校に行ってチームをつくるというのが拠点校方式です。小林市では協議会を立ち上げておりますので、合同部活動、それから拠点校方式、そして地域移行の3つを組み合わせながら、子どもがよりよいスポーツ・運動に親しめるような環境づくりを検討しているところでありますと答弁をしてお

ります。

次に16ページ、竹内龍一郎議員の質問に対する答弁でございます。

大項目2 地域医療について、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う医療機関及び市民への影響についてでございました。

議員より、マスクの着用についての対応を、小・中学校等の入学式・卒業式、あとクラブ活動において変更になるのか、具体的に教えてくださいという質問でございました。

これに対しまして、私から、小・中学校におけるマスクの着用の考え方の見直し時期については、現在、国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、「学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。」ことなどが決定をされております。各学校におけるマスクの着用の考え方の見直しを行う時期は、学年が変わり、年度の節目となる令和5年4月1日から適用することが国からの通知で示されており、小林市におきましても、この通知に準じた対応をとることとしております。また、4月1日より前に実施される卒業式においては、マスクの着用について、その教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員はマスクを着用せず、出席することを基本とする方針が国から通知をされたところであり、小林市におきましては、国及び県からの通知に準じた対応をとることとしており、卒業式におけるマスクの取扱い等について、各学校へ通知をし、適切に卒業式を実施するよう指導をしたところでございますと答弁をしております。

次に17ページから18ページ、高野良文議員の質問に対する答弁でございます。

まず、17ページの大項目1 自殺対策について、小・中学校における自殺対策に資する教育について、児童生徒に対する自殺について、どのような授業と教育をされておられるのかという質問がございました。

これに対しまして教育長から、各学校におきましては、保健の授業で「心の健康」として、不安な気持ち、それから、悩みへの対処の仕方として、学習をしております。道徳の授業では「命の大切さ」について、家族が自分を育てた思い、それから、命のつながり、そして命がかけがえのない大

切なものであるということを学んでおりますと答弁をしております。

次に19ページから21ページ、原勝信議員の質問に対する答弁でございます。大項目3 教育行政についてです。議員より、学校に馴染めない隠れ不登校の状況について、不登校の現状を把握する上で、その子どもたちを食い止めるための第一歩に繋がるものではないかと考えております。この現状について調査等、現状把握等はされているのかという質問がございました。これに対して教育長から、不登校の児童生徒というのは、年間30日以上欠席するという規定がありますので、把握できているところです。ただ、不登校傾向にある、それは何をもってカウントするかというところの基準がまだ曖昧ですので、今把握しているというのは、学校で判断をし、人数を把握しているところです。例えば、図書室に行っている、保健室まではいけるといような子どもは、不登校傾向としてカウントをしていますと答弁をしております。

また、21ページ、適応指導教室の設置につきましては、本市に1ヶ所しかございません。現在の不登校の現状を考えたときに、旧自治区ごと、例えば旧小林地区、旧野尻地区、旧須木地区に、1つずつの設置の必要性もあるのではないかと考えますが、どのようにお考えですか。あわせて公立による小中一貫校の不登校特例校についてお考えはないのかとの質問がございました。

これに対しまして教育長より、適応指導教室を、野尻地区・須木地区に設置する考えはないかということでもありますけれども、適応指導教室を運営するというのは、スタッフを揃えるのに苦慮しているという状況があります。従いまして、設置のニーズが高まれば、民間の理解、協力を得ながらできないかということを含めて検討して参りたいと考えております。また不登校特例校につきましては、都道府県等による広域を対象にしたものだと認識しております。これは県で検討するべきではないかと思っております。従いまして、本市の不登校児童生徒の状況を踏まえた上で、県に要望して参りたいと考えておりますと答弁をしております。

以上が6名の一般質問の報告でございました。

続きまして、22ページにありますけれども、3月6日、7日に議案質疑が

ございました。教育委員会への質疑については、議案第10号 令和5年度一般会計予算について、23ページから24ページにございますけれども、有木将吾議員、前田隆博議員、原勝信議員の3名からでございました。この答弁書を25ページから30ページに添付しております。

まず25ページ、有木議員から、学校教育課予算の「中学校施設維持補修事業（臨時）」について、中学校施設補修事業の補修対象校とその内容についての質問でございました。

また26ページは、スポーツ振興課予算の「学校給食物価高騰対策事業費」について、学校給食会から納入者への支払いの流れについての質問がありました。

次に27ページですけれども、前田隆博議員から、社会教育課予算の「本城原第2遺跡発掘調査事業費」について、遺跡の歴史的な価値やその活用方法についてなどの質問がありました。

28ページは、スポーツ振興課予算の「国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備事業費」について、準備室設立の必要性や、大会運営以外の宿泊、飲食、交通など、様々な分野も、実行委員会が担うのか等の質問がございました。

それから29ページは同じく、原議員の質問で、「てなんど小林学校給食応援事業費」について、コロナ禍で黙食が続いていたけれども、新年度からは給食を応援できる企画は考えていないかとのご質問がありました。

また30ページに、「学校給食物価高騰対策事業費」で、未来まち創生基金の活用について質問がございました。

答弁については資料を確認していただきたいと思います。

最後に31ページ、予算要求総括表3月補正を載せておりますけれども、今回、令和4年度3月補正予算の追加議案を提出をしたところです。

内容としましては、株式会社ミヤザキ様から、全小・中学校の子どもたちの教育に役立つように使って欲しいということで、6,300万円の寄附をいただいたところです。この寄附金を活用して、学校からの要望によりまして、ICT環境の整備など、市内の小・中学校の教育環境の整備を行うこととして、小学校管理費と中学校管理費に予算の計上をしたところです。今回、

3月の寄附ということで、年度内の備品等の購入は厳しい状況でありますから、令和5年度の繰越予算としているところです。

この追加議案に対しましては、竹内議員から、この購入する備品等の管理についてとか、備品等に会社名の入ったネームラベルを貼るのかというような質問がございました。

以上が議案質疑についての説明になります。時間の関係上、詳しくは申し上げませんので内容については資料をご確認をください。

最後に32ページからですがけれども、3月10日に総務文教委員会がございましたので、委員会での質疑応答の内容については、33ページから47ページ、各課ごとに質疑応答を資料として添付しているのです、ご確認をお願いいたします。長くなりましたけれども、令和5年度第2回市議会定例会3月議会についての報告を終わります。

中屋敷教育長 ありがとうございました。何かご質問等ありますでしょうか。

大部 菌教育長職務代理者 原議員の質問、資料19ページの不登校についてです。毎回、教育長から不登校の人数報告があり、今日も細かく説明されましたけれども、不登校の児童生徒が、小学校23名、中学校が30名、合計53名がいるとのこと、この不登校児童生徒の中で大体何名ぐらい適応指導教室に通っているのか、数がわかれば教えていただきたいです。原議員の質問の中には、この教室が足りないのではないか、須木、野尻にも設置する必要があるのではないかとの質問もあったと思います。

中屋敷教育長 確かに須木、野尻にもあった方がいいと思いますが、運営していくマンパワーが今は非常に足りない状況です。民間の方々から力を借りないとなかなかやっていけないんじゃないかなということ、検討をしていると答弁したところです。今、適応指導教室に来てる子どもの中から、教室の場所が遠い等の声は上がっていません。保護者が送迎してくれるからだと思います。ただ、潜在的にいるかもしれないので、その辺も検討していかなければいけないと思います。

適応指導教室に来る子どもは出席扱いになります。不登校ではないです。

根井教育指導監 適応指導教室に通っている子どもの数は23名です。

中屋敷教育長 この23名が常時通っているわけではないです。

大部 薫教育長職務代理者 ずっと小林市の教育を見ているんですけども、最初はいじめがあったりとか、友達関係で学校に行けないという声もあったのですが、最近の不登校は、家庭的に複雑とか退学傾向とかがすごく多くなっていると思います。全国の統計を見ても、退学傾向が4割とあり、小林市もそれに当てはまるんじゃないかと思っています。そう思ったときに、不登校傾向の子どもの親御さんの支援がいるのではないかと思います。話を聞くと、こういう言葉かけをしたら、もしかして子どもが自力で行くようになるのではないかと思うこともあります。子どもだけの支援ではなく、その要の母親に対する支援体制を充実させていただけたらいいと思います。母親の話聞くだけでも違うと思います。子どもが不登校になると、親も辛いと思います。だからお母さんに対する支援を充実させていただけたらと思います。

中屋敷教育長 この前、あるお母さんから、不登校の子どもを転校をさせれば学校に行けるかもしれないとの相談がありました。いきなり転校をしても、学校に行けるかどうか分からないので、まず体験をさせました。結果的には、学校も受け入れをきちんとやって、子どもたちも対応をしたのですが、結局、対人関係等がうまくいかなくなって、元の学校に戻ったという状況です。そういう相談があったら、ニーズに合わせた方法を考えながら対応しています。親の中には不登校の悩みを持つ親の集まりのようなものを作ってもらえないかといった要望もありますが、教育委員会としては、そういう場の支援はしますが、今は、主体となってはしていません。適応指導教室に子どもたちが来ていますけれども、子どもが帰った後に親が来て、一緒に話をする場をつくることはできます。そういう対応をしていきたいと思っています。多分1人で悩んでいるお母さん、お父さんもいらっしゃると思います。

ほかはよろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告第6号 小林市教育委員会公印規則及び小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 それでは、報告第6号について、ご説明いたします。資料の48ページをお開きください。

昨年12月の第12回定例教育委員会の中で少し説明させていただきました、令和5年度からの組織改編に伴いまして、教育部野尻分室と須木分室の業務及び予算を学校教育課、社会教育課、スポーツ振興課へ統合することになっております。これによりまして、令和5年4月から各分室は廃止となることに伴う規則の改正になります。この改正につきましては、統合による業務等の調整が整う3月にご提案することで準備を進めて参りましたが、市の組織改編にかかる議決が12月であったことから、市全体の組織改編に伴う例規改正の時期も12月に合わせることになりました。そのため、本来なら、まず定例教育委員会でご提案すべきものでございますが、教育長専決とさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、49ページをお開き下さい。

まず、第1条の小林市教育委員会公印規則の一部改正につきましては、須木分室長と野尻分室長の公印に係る部分を削除するものでございます。

次に、第2条の小林市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正につきましては、各分室の文言や職制及び分掌事務に関する部分の削除を行うものでございます。またこれに加えまして、この規則第7条のスポーツ振興課の分掌事務を現状の内容に合わせるため、表現を変更し、「学校における食育の推進に関すること」を追加するものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。(はい)

それでは、報告第7号 小林市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 報告第7号についてご説明いたします。資料は51ページになります。

こちら、組織改編による須木分室と野尻分室の廃止に伴う規則の改正でございまして、教育長専決とさせていただいたものでございます。

改正内容につきましては、52ページをお開き下さい。

令和5年4月から各分室は廃止となりますけれども、市民サービスの維持と効率的な事務執行のために、これまで各分室で担っていた事務の一部を須木庁舎住民生活課と野尻庁舎住民生活課へ補助執行させるための改正で

ございます。新たに補助執行させる事務としましては、第2条第2項第2号と同条第3項第2号の教育委員会所管の施設に係る申請書等の受付、使用許可並びに使用料の徴収及び減免に関することとなります。これに加えまして、須木住民生活課においては、須木区域内のスクールバス運行管理業務に関することが補助執行事務となります。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)
それでは、報告第8号 小林市立幼稚園長、小学校長及び中学校長に対する事務委任規則及び小林市スクールサポートセンター事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 報告第8号について説明いたします。資料54ページをお開きください。
こちら、組織改編による規則の改正でございまして、教育長専決とさせていただきます。
55ページをお開き下さい。

こちらは、小林市長の権限に属する事務の補助執行職員であった教育部の分室長が、令和5年4月から廃止されることに伴いまして、分室長の補助執行事務にかかる関係部分が削除されます。このことによりまして、第1条の小林市立幼稚園長、小学校長及び中学校長に対する事務委任規則と第2条の小林市スクールサポートセンター事務局長に対する事務委任規則のそれぞれの第1条の中で、教育部分室長から市立幼稚園長、小学校長、中学校長、そして小林市スクールサポートセンター事務局長に事務委任をしておりました、予算配分の予算執行に係る部分を削除するものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 何かご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)
それでは、報告第9号 小林市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、説明をお願いします。

園田学校教育課長 報告第9号についてご説明いたします。資料56ページをお開きください。
こちら、組織改編による規則の改正でございまして、教育長専決とさせていただきます。
具体的には57ページをお開き下さい。
改正内容については、分室長や分室の文言の削除と、各分室の個別決裁事

項が記載されておりました別表第4号を削除するものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)
それでは、報告第10号 小林市放課後対策運営委員会設置要綱の一部改正について、説明をお願いします。

久保田社会教育課長 報告第10号 小林市放課後対策運営委員会設置要綱の一部改正でございます。資料は58ページになります。こちらも市の組織改編に伴うもので、これまでの子育て支援課が、4月1日からは子ども課となりますので、その所属長名を改正するものでございます。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)
以上で報告を終わります。

議案に入りたいと思います。

議案第11号 市職員（教育委員会事務局）の人事異動についてです。本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14号第7項に人事に関する事件その他の事件について、教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる旨と定めがありますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(はい)

それでは、本議案については非公開といたします。

中屋敷教育長 議案第12号 令和5年度学校医等の委嘱について説明をお願いします。

園田学校教育課長 資料は61ページになります。学校保健安全法に基づく令和5年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

資料の62ページから65ページまで、内科、眼科、耳鼻科、歯科、薬剤師を載せております。令和4年度と変わった点でございますけれども、まず62ページの内科につきまして、野尻地区の小・中学校、幼稚園が押川病院と野尻中央病院で、令和4年度と5年度で担当校が入れ替わっております。番号が内科のNo.18、19、20。そして、No.33、34、35になります。次に、63ページの耳鼻科ですけれども、令和5年度からすべて柵山医院となっております。

ります。次に、64ページの歯科につきましては、No.11の三松小学校が、令和4年度は下村歯科医院と嶽崎歯科医院となっておりますけれども、下村歯科医院のみになります。また、No.21の永久津中学校が、嶽崎歯科医院から野尻中央歯科へ変わっております。なお、この医師、薬剤師の選任につきましては、西諸医師会、小林歯科医師会医師団、にしもろ薬剤師会にお願いをしております。説明は以上です。

中屋敷教育長 ご質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第12号については、提案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続いて議案第13号 小林市立野尻幼稚園学級編制について説明をお願いします。

園田学校教育課長 議案第13号、令和5年4月からの野尻幼稚園学級編制について、教育委員会の承認を求めるものでございます。

資料の67ページをお開きください。

今年3月から野尻幼稚園は、満3歳児1名と、4・5歳児4名を混合クラス編成としまして、5名の1クラスで運営しているところです。令和5年4月1日の園児数ですけれども、5歳児が3名、3歳児が1名、合計4名となる予定でございます。令和5年度は3歳児が1名で、4歳児がいないことから、3歳・5歳児を混合編成として、1クラスでの運営とすることについて、教育委員会の承認をお願いするものです。説明は以上です。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいですか。(はい)

それではお諮りしたいと思います。

議案第13号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございます。承認されました。

続きまして議案第14号 令和5年度小林スクールサポートボランティアセンター(KSSVC)アドバイザーの委嘱について説明をお願いします。

久保田社会教育課長 議案第14号 令和5年度 小林スクールサポートボランティアセンター(KSSVC)アドバイザーの委嘱についてご説明申し上げます。資

料の68ページになります。

小林地域学校協働活動実施要綱に基づきまして、小林スクールサポートボランティアセンターアドバイザーの委嘱について、教育委員会の同意を求めますのでございます。資料69ページをご覧ください。

任期が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で資料にあります方をアドバイザーとして委嘱をしたいと考えております。

9年目で、内容も十分わかっていたいただいている方です。

それと、これまで2名体制でこの事業を行っておりましたが、4月から一部の業務を、学校教育課と共同で実施することから、次年度からは1名体制となっておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上です。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、ご質問等ありませんでしょうか。

よろしいですか。(はい)

ないようですのでお諮りしたいと思います。

議案第14号については原案どおり承認してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。承認されました。

それでは、次回の定例会についてお願いします。

今西調製職員 4月の定例会になりますが、定例日であります4月19日水曜日、午後3時30分から市役所3階 第3会議室で開催をさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

中屋敷教育長 それでは、これで令和5年第4回の定例教育委員会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

閉会 16:50

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員